

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構行動計画

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

【目標 1 早出遅出勤務制度の拡充】

- 育児支援制度の早出勤務の設定時間について、8 時始業に加え 8 時 30 分を増設することで、男性職員等にもより活用しやすい子育て支援の環境を確保する。
また、要介護者の介護を行う職員も当該制度の対象とし、介護支援の拡充を図る。

<対策>

- ・平成 25 年 4 月 本制度の拡充による影響等を調査し、運用等を検討
- ～平成 27 年 3 月 終期までに制度を整備し、職員へ周知のうえ導入する。

【目標 2 復職支援制度の整備】

- 育児休業者が、休業期間中に抱える復職後の不安等を緩和し、円滑な職場復帰ができる支援制度の整備を行う。

<対策>

- ・平成 25 年 4 月 育休中の職員が抱えている不安などについて調査し、制度内容を検討
- ～平成 27 年 3 月 終期までに制度を整備し、職員へ周知・公開する。

【目標 3 ワーク・ライフ・バランス（WLB）推進の啓発】

- 仕事と生活の両立について考える機会を設け、職員の意識向上を図る。
また、職場内において育児等支援の利用者と非利用者間で業務スケジュールの情報共有を行うことでスムーズな業務運営を行うなどの取組を奨励する。

<対策>

- ・平成 25 年 4 月 本行動計画の目的等周知。
衛生委員会を活用し、両立支援の取組みの検討を行い、奨励する。
- ～平成 27 年 3 月 WLB の啓発セミナー等を年 1 回以上、開催する。

【目標 4 職場環境の改善】

- 労働時間管理の適正化の観点から勤務時間管理（36 協定遵守）の研修や部署別残業時間のランキングの公表、年次有給休暇失効分の積立制度創設や計画的な取得を促す周知を行うなど、管理職及び非管理職員の労働時間削減に向けた意識向上及び職場環境改善を図る。

<対策>

- ・平成 25 年 4 月 年次有給休暇の促進等の具体的措置においては、衛生委員会を活用し、方策を検討する。
- ～平成 27 年 3 月 職員及び管理職の意識向上を図るための研修等を年 1 回以上実施する。